

令和8年1月27日開催
調 査

総務教育常任委員会資料

○調査事件6 津波避難対策計画・津波避難対策緊急事業計画の策定について

総 務 課

調査事件 6 津波避難対策計画・津波避難緊急事業計画の策定について

1 計画の策定に至る経過について

(1) 巨大地震による津波浸水想定と津波避難対策への支援強化

国は、令和2年4月に日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルを公表し、それを踏まえて北海道は、令和3年9月に「北海道太平洋沿岸における津波浸水想定」を公表しております。

その後、国は、令和4年5月に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地域防災対策の推進に関する特別措置法」を改正しております。

当特別措置法の改正により規定に基づく「特別強化地域」に指定された市町村では、「津波避難対策緊急事業計画」を策定することで、津波等の災害に備えた防災に関する各種避難施設等を整備することが可能となり、整備に必要な経費について、国の負担割合が嵩上げされております。

当町もこの改正により、令和4年9月に「特別強化地域」に指定され、各種避難施設等の整備に係る費用に対して、国の負担割合の嵩上げが可能となります。

(2) 福島町における津波避難の計画・対策の実績

福島町においては、地域防災計画の資料編の中の「資料6 避難に関する資料」において「福島町津波避難計画」を掲載し、それに基づいた対策として津波一時避難場所、指定緊急避難場所、指定避難所を指定しており、防災マップ等によって公表し、町民に配布するとともに、定期的な維持管理に取り組み、さらに、防災訓練などを通して、町民への津波災害リスクや各種避難場所の周知を図っています。

(3) 津波避難対策計画・津波避難緊急事業計画の策定目的

町では、このような状況を踏まえ、地域防災計画の資料編に掲載されている「福島町津波避難計画」に代わる、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に対する、より重要な津波避難対策として「福島町津波避難対策計画」を策定します。

また、「福島町津波避難対策計画」の策定後、避難施設等の設置など近い将来に整備が必要な事業は、国等の補助金や緊急防災・減災事業債を活用した整備を進めます。さらに、長期的な視点から整備が必要と考えられる事業の推進に向けて、その整備経費の支援を受ける為に必要な「津波避難対策緊急事業計画」の策定も進めます。

2 津波避難対策計画等の策定に向けた基礎調査結果の概要

令和6年度は、津波避難対策計画および津波避難対策緊急事業計画の策定に向けて、必要な条件を整理するための基礎調査に取り組みました。

調査では、既存の津波避難施設の現状把握や、町内会単位での避難対象エリア・避難対象人口の算出、地域住民へのヒアリング調査等を実施しております。

(1) 福島町における津波のリスクと避難対策の概要把握

福島町における津波のリスクを把握した上で、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対する国・北海道の動きや各種計画・支援制度などの他、災害への対策状況についてそれぞれ整理しました。

(2) 津波避難施設の現状整理

福島町防災マップに掲載されている避難施設（高台の避難適地、津波一時避難場所、指定緊急避難場所兼指定避難所）及び避難施設への経路や階段の現状について、春夏秋期（令和6年9月）・積雪寒冷期（令和7年1月）の2回に分けて現地調査を実施しました。

現地調査結果を踏まえ、各避難施設別に避難可否などについて評価し、施設単位のカルテ形式で整理しました。

<避難施設カルテ（例：トンネルメモリアルパーク）>

福島町津波避難施設カルテ
—津波一時避難場所—

施設名称：トンネルメモリアルパーク
所在地：福島町字羅崎332-3

住所：福島町
住所：—
高さ：1.8m

敷地面積：1,567㎡ 収容可能人数：20人
避難設備：なし

施設の状況（夏期・積雪寒冷期）

避難経路	① 車道が陥没しているところから、車での避難が困難。徒歩での避難が難しい。	避難経路	① 車道でも、車道が陥没しているところから、車での避難が困難。徒歩での避難が難しい。
取囲	② 駐車スペースが広く確保されていることからも、災害・車道陥没での避難者の受け入れが可能。	取囲	② 駐車スペースが広く、積雪が少なくないので災害・車道陥没での避難者の受け入れが可能。

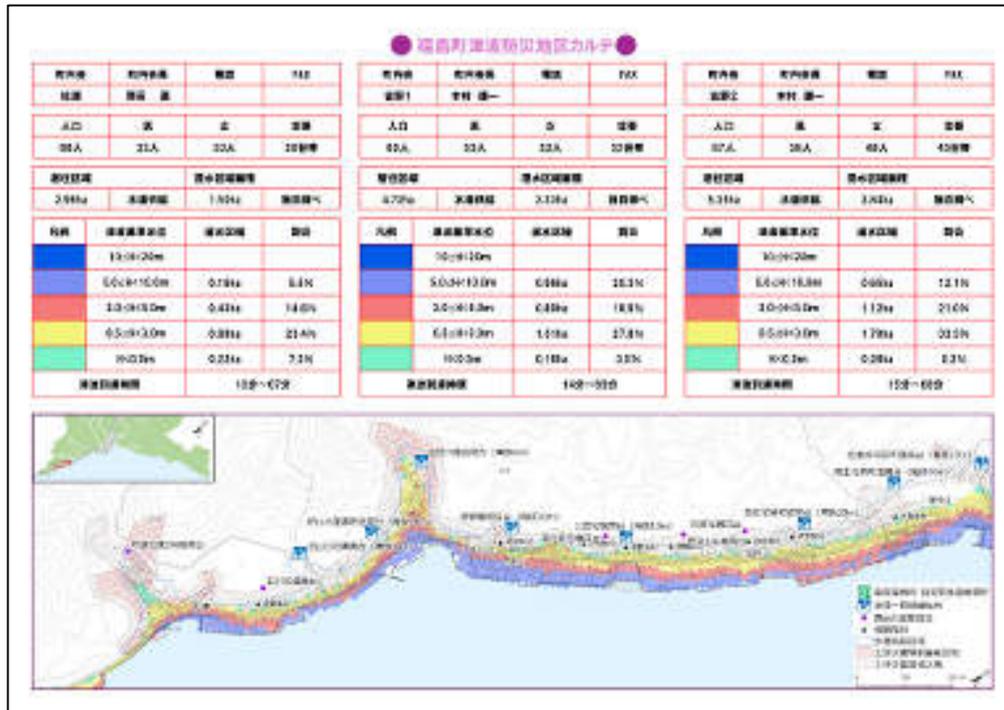
施設地図

施設周辺図

(3) 津波想定浸水区域を含む地域の現状整理

北海道が公表した津波による津波浸水区域に含まれる地域を対象に、町内会等コミュニティ単位での人口や世帯数、浸水区域面積等の現状について調査し、コミュニティ単位のカルテ形式で整理しました。

<地区カルテ（例：松浦・吉野エリア）>



(4) 町内会等における津波避難に関する認識と課題の把握

津波浸水想定区域を含む地域の町内会長等に対して、過去の津波災害に関する記憶や、津波避難対策に関する認識、今後の課題や方向性についてヒアリング調査を実施しました。

<ヒアリング調査の実施状況（令和7年2月）>



3 津波避難対策計画等の策定に向けた検討状況

今年度は、昨年度に実施した基礎調査を踏まえ、「津波避難対策計画」及び「津波避難対策緊急事業計画」の策定に向けた検討を進めております。

津波避難対策計画については、福島町における適切な津波避難方針について検討した後、避難場所や避難路等の数や配置を見直し、町内会との協議を行った上で「福島町津波避難計画」を改定いたします。

津波避難対策緊急事業計画においては、重要度が高く、かつ整備・配備を急ぐ必要のある津波避難施設や避難路等に関する事業計画（案）を検討します。

(1) 福島町における津波避難困難地域・津波避難方針の作成

津波避難対策計画等の策定に向け、津波避難困難地域及び津波避難方針についてそれぞれ作成しました。

津波避難困難地域については、津波浸水深が確認できる範囲の内、夏季・冬季それぞれにおいて避難先へ徒歩で避難可能と想定した範囲を除いた地域としました。尚、避難先については、令和6年度調査にて利用が難しいと評価した避難場所を除いています。

津波避難方針については、原則徒歩避難とするも、一定の条件下においては車両避難を推奨するものとしています。

【津波避難困難地域】

- 津波避難困難地域の定義
 - ⇒ 最大クラスの津波想定において、津波が到達するまでに安全な場所に徒歩で逃げるのが難しい地域
- 地区別・季節別における津波避難困難地域の考え方
 - 地区別：町内の地区を「市街地部」「沿岸部」に分けた上で検討
 - 季節別：夏季、冬季に分けた上で検討（避難可能距離が異なる）

【津波避難方針】

- 福島町における津波避難方針
 - ⇒原則は徒歩避難とするが、以下の場合には車両による避難を推奨
 - ・津波避難困難地域から避難する場合
 - ・沿岸部から避難する場合
 - ・自力で避難することができない方を避難させる場合
 - ・徒歩で避難することによって避難に多くの時間を要する方の場合
- 避難先・避難路の考え方
 - ⇒「安全性」「機能性」が極力確保されている場所・道路を設定するように努める
- 津波避難方針の検討に併せて、「その他整備方針」「平時の活用方針」についても検討

(2) 避難対象地域における意見交換会の実施

津波避難困難地域・津波避難方針を基に、津波浸水想定区域を含む地域の町内会長等に対して、地区毎における避難場所の考えや避難方針などについて意見交換を実施しました。

<意見交換会の実施状況（令和7年11月）>



(3) 地区毎における津波避難困難地域・津波避難方針の作成

各地区における町民との意見交換結果を踏まえ、地区毎の津波避難困難地域及び津波避難方針を作成しました。

津波避難困難地域については、避難先からの避難範囲（夏季・冬季）や今回の計画策定に併せて廃止を想定している避難場所、避難困難地域の概要などについて整理しています。

津波避難方針については、新たな避難先・避難経路や徒歩・車両による避難方法、その他避難先における整備方針や平時の活用方針について整理しています。

地区毎の避難方針 別冊のとおり

(4) 津波避難場所の集約再編・位置づけの変更、その他整備方針について

地区毎における津波避難困難地域・津波避難計画の作成に併せて、津波避難場所の集約再編及び各避難場所における位置づけの変更について検討しました。最終的に、町が管理すべき避難場所の数を52箇所⇒21箇所に集約再編したほか、各避難場所の位置付けを現状の3項目⇒4項目に変更しました。

また、集約再編された避難場所の一部については、標識や備蓄コンテナの設置などの整備方針を整理しました。

【各避難場所の位置付け（現状）】

○指定緊急避難場所兼指定避難所（町管理：7箇所）

⇒避難情報が発令された際、住民が緊急的に避難し、その後一時的に滞在することを想定した施設

○津波一時避難場所（町管理：34箇所）

⇒津波から一時的に避難するための場所

○高台の避難適地（町管理：11箇所）

⇒津波から身の安全を確保することが可能な場所（高台）



【各避難場所の位置付け（検討中）】

○指定緊急避難場所 兼 指定避難所（町管理：9箇所）

※指定避難所兼指定緊急避難場所

⇒避難情報が発令された際、住民が緊急的に避難し、その後一時的に滞在することを想定した施設

○津波一時避難場所（重点）（町管理：4箇所）※指定緊急避難場所

⇒複数の町内会の住民が津波から一時的に車なども含めて避難することが可能な場所（備蓄コンテナの設置、防災公園としての整備など）

○津波一時避難場所（簡易）（町管理：8箇所）※緊急避難場所

⇒町内会の住民が津波から一時的に避難することが可能な場所（標識等を設置）

○高台の避難適地（町内会及び町管理：3箇所）

⇒津波から身の安全を確保することが可能な場所。

津波避難計画改定に伴う避難場所の整備方針(案)

区分	名 称	整備方針等
■指定緊急避難所兼指定避難所 9箇所		
1	吉岡小学校	備蓄
2	吉岡温泉ゆとらぎ館	旧施設跡地 仮)防災公園
3	福島町役場	環境改善
4	福島中学校(2階以上)	備蓄
5	総合体育館	備蓄
6	福祉センター	備蓄
7	塩釜町内会館	備蓄
8	浦和町内会館	備蓄
9	岩部地区交流センター	備蓄
■津波一時避難場所(重点) 4箇所		
1	トンネルメモリアルパーク	備蓄コンテナ
2	白符大神宮境内	備蓄
3	福島町生活改善センター駐車場	旧施設跡地 仮)防災公園
4	月崎ニュータウン広場	備蓄コンテナ
■津波一時避難場所(簡易) 8箇所		※標識、備蓄等
1	町道松浦2号線高台	
2	新山水産裏町道高台	
3	吉野八幡宮境内	
4	旧酒井宅前町道高台	
5	宮歌地藏堂	
6	福島大神宮境内(高台)	
7	青函トンネル記念館駐車場	
8	福島商業高校グラウンド	
■高台の避難適地 3箇所		
1	高台避難適地①(館崎地区)	夏季 町内会
2	高台避難適地②(館崎地区)	夏季 町内会・町
3	高台避難適地③(日向地区)	夏季 町内会・町

4 今後考えられる津波避難対策緊急事業計画に係る事業

国庫補助事業において事業実施する場合、補助金の「津波避難対策緊急事業計画」の策定に向けた事業計画の検討にあたり、現状考えられる事業として以下の6事業が挙げられます。

- ① 指定避難所・一時避難場所（重点）における防災備品等の整備や一部施設の冷房施設の検討
- ② 生活改善センターエリアの一時避難場所（重点）としての再整備
- ③ 吉岡温泉エリアの指定避難所としての整備
- ④ トンネルメモリアルパークの一時避難場所（重点）としての再整備
- ⑤ 吉野地区とトンネルメモリアルパークとを繋ぐ避難路の整備
- ⑥ 福祉センターの改修による指定避難所としての再整備

表 現行の津波避難計画と見直しの方針

現 行	見直し点	見直しの方針
<p>第1章 総則</p> <p>第2章 避難計画</p> <p>1 津波到達予想時間の設定</p> <p>2 津波避難計画</p> <p>(1) 津波浸水予想地域</p> <p>(2) 避難対象地域</p> <p>(3) 避難目標地点</p> <p>(4) 避難方法</p> <p>(5) 避難路</p> <p>第3章 初動体制</p> <p>第4章 津波対策の教育・啓発</p> <p>第5章 津波避難訓練の実施</p> <p>第6章 積雪・寒冷地対策</p> <p>第7章 その他の留意点</p>	<p>1 津波避難計画において定める事項</p> <p>ア 津波浸水想定区域</p> <p>イ 避難対象地域</p> <p>ウ 避難困難地域</p> <p>エ 指定緊急避難場所及び避難経路等の指定・設定</p> <p>オ 初動体制の確立</p> <p>カ 避難誘導等に従事する者の安全確保</p> <p>キ 津波情報の収集・伝達</p> <p>ク 避難指示の発令</p> <p>ケ 津波防災教育・啓発</p> <p>コ 津波避難訓練の実施</p> <p>サ 積雪寒冷地特有の課題への対応</p> <p>シ その他の留意点</p> <p>2 地域別津波避難計画 ※ワークショップ形式による地域ごとの津波避難計画の策定</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第2章 避難計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>2 津波到達予想時間の設定</p> <p>3 津波浸水想定区域</p> <p>4 避難対象地域の指定</p> <p>5 避難困難地域の指定</p> <p>6 避難方法</p> <p>7 避難先（津波避難場所等）及び避難経路等</p> <p>8 避難先（避難目標地点、津波避難場所等）からの2次避難</p> <p>第3章 初動体制</p> <p>第4章 避難指示等の発令</p> <p>第5章 津波対策の教育・啓発</p> <p>第6章 津波避難訓練の実施</p> <p>第7章 積雪・寒冷地対策</p> <p>第8章 その他の対策</p> <p>第9章 地区津波避難計画</p>
<p>福島町地域防災計画 資料編 (令和5年3月8日改訂)</p>	<p>津波避難計画策定指針 (令和6年3月北海道)</p>	